

南九州市温泉センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月26日

南九州市長 塗木 弘幸

南九州市規則第29号

南九州市温泉センター条例施行規則の一部を改正する規則

南九州市温泉センター条例施行規則（平成19年南九州市規則第132号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(1級～5級)」を削る。

附 則

この規則は、令和8年10月1日から施行する。